

科挙の受験にかかわる行政訴訟の一考察 —1851年順天府冒籍案を中心に—

伍 躍

はじめに

- 一、本案の背景
- 二、本案の発生
- 三、本案の審理
おわりに

キーワード：科挙、冒籍、行政訴訟、官僚制、前近代中国社会

はじめに

社会移動の観点から前近代中国社会の特質について言うとき、「資格社会」で表現することができるだろう。というのは、社会移動、とりわけ前近代中国における上行移動の指標かつ最大な政治・社会・経済・文化など多岐にわたる資源とされる挙人と進士のような科挙出身を取得するにあたり、所定の受験資格が要求されるからである¹。これらの資格は一種の稀少資源として、国家により管理されていた。前近代中国の国家が科挙の受験資格の付与に際して様々な規定を設けており、一例として挙げられるのは出身地に由来する「籍」であった²。

このような法規定のもとで、前近代中国の庶民たちもまた、自らの社会的地位を向上させる

ために、時には関連規定を合法的ないし非合法的手段で利用して資格の取得を図っていた。捐納制度の利用を例にその利用方法を簡単に説明しておきたい。「合法的な手段」とは、捐納制度を規定通りに利用して、国家資格を捐納して入手することであった。「非合法的な手段」とは、官僚になるための身分がないにもかかわらず、身分の詐称などをして捐納をし任官資格を得る、というものであった。この後者は、通常「冒捐」と呼ばれていた。これに対し、科挙の受験資格がないにもかかわらず、本籍の詐称などをして受験することを「冒考」と呼ばれていた。ここでいう「冒」とは、ある国家制度を利用する身分がないにもかかわらず、社会的地位を向上させるために意図的にそれを利用したという非合法的な行為を指す用語である。

いわゆる冒捐冒考を含む冒籍の問題を研究することは、岸本美緒が言う「民間の階級構造の単なる反映論に止まらぬ国家理念の問題」として中国身分制度の研究において非常に重要な意味を持っている。これまで、学界においては、冒籍の問題を制度史と社会史の両面からアプローチしている³。

¹ 胡平『清代科挙考試的考務管理制度研究』（北京、中国社会科学出版社、2012年）、第28-33、202-203頁。

² （清）吳壇著、馬建石など校注『大清律例通考校注』（北京、中国政法大学出版社、1992年）、卷八、戸律、戸役、人戸以籍為定、例文第14、15、19条、第402-403頁。

³ 岸本美緒「清代における『賤』の觀念－冒捐冒考問題

を中心に」、『東洋文化研究所紀要』、第144冊、2003年12月、第81-183頁。清代の科挙における冒籍問題についての総合的研究として、劉希偉の『清代科挙冒籍研究』（武漢、華中師範大学出版社、2012年）を挙げることができる。科挙冒籍問題について最初専門書とも言える劉の著書は、清代科挙における冒籍問題の実態、発生の原因および清朝政府の対策を分析するものである。

科挙の冒籍は所詮、国家試験の受験資格または官僚の任官資格にかかわる問題であり、しかもそれらの資格の有無を認定するのは衙門＝行政の専管事項であった。そのため、冒籍問題にかかわる訴訟は言うまでもなく、婚姻田土に関する民事訴訟、強盗人命に関する刑事訴訟とは異なる訴訟の類型であり、現代行政訴訟において「義務付けの訴え」の訴訟、つまり行政側に対し「その処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟」⁴に類似するようなものであったと考えられる。

筆者の関心は、受験資格の認定にかかわる訴訟を通じて、民間人が行政側に対し何をどのように求め、行政側がそれに対しどう対応したか、という問題にある。ちょうど今年、2017年に中国第一歴史档案馆より「咸豊元年直隸貢監生呈控京官把持印結案档案」が公表された⁵。これまで知られている冒籍関連資料に比べて、中央官僚を巻き込む本案の提訴から裁決に至るまでの一部始終が確認できる資料としては非常に珍しい。本稿はこの档案資料をもとに、同時代のほかの資料と照合しながら、行政にかかわる訴訟の在り方、冒籍問題をめぐる双方の闘い、およびその闘いに見える調停者ないし裁定者としての国子監、順天府、礼部の対応を探っていきたい。

以下では、まず科挙にかかわる冒籍を防止するための法規定を概観して、咸豊元年（1851）に起きた冒籍問題をめぐる受験者と官僚側に訴訟合戦および官僚側内部の議論を紹介し分析を行いたい。

一、本案の背景

1、本籍地主義とその問題点

そもそも冒籍という違法行為が発生した最も根本的な原因はほかならず、本籍地主義に基づく学校制度と科挙制度自身にあった、と考えられよう。ここでいう本籍地主義とは、進学と郷試までの受験が原則として本籍地において行うことであった。

明代初年、府州県ごとに、儒学の収容定員が定められた。つまり府学40名、州学30名、県学20名であった。入学の対象者は、原則として地元出身の者に限定された。入学した生員に対し、勉学を専念させるために、徭役の免除、廩禄の支給などの措置が講じられた。その後、学校制度と官僚人事に直結する科挙制度をリンクさせ、「科挙必由学校」、つまり学校の出身資格がなければ科挙の受験ができない、という制度的誘導により、入学希望者が次第に増加した。結局、本来の廩生のほか、増広生員と附生も学校に籍を置くことができるようになった⁶。

清代に入って、各地の教育水準、税額、人口数などを勘案して、儒学の収容定員を府州県ごとに調整した。順天府を例に言えば、京県としての大興県と宛平県の儒学における廩生と増生の収容定員はいずれも80名だったに対し、宝坻県儒学の収容定員は20名であった。収容定員のほか、進学定員も府州県ごとに細かく定められた⁷。儒学の収容定員と進学定員と関連して、明代の政策を継承した「解額」と呼ばれる郷試の合格定員について、直省ごとに定められた。最後に、会試の合格者を決定する際に、やはり

⁵ 『歴史档案』、2017年第1期、第53-60頁。

⁶ 『明史』（北京、中華書局、1974年）、卷六十九、選挙志一、第1675、1686-1687頁。

⁷ たとえば、順天府宝坻県の進学定員は12名であった。『欽定学政全書』（清嘉慶十七年武英殿刊本）、卷六十八、直隸学額、第1a-2a頁。

⁴ 『行政事件訴訟法』、第3条6項。電子政府の総合窓口e-Gov（イーガブ）、http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=337AC0000000139&openerCode=1（2017年12月9日に確認）。

地域の要素を配慮し、南巻・北巻・中巻に分けていた⁸。

無論、このような配慮がなければ、特定の地域の出身者が科挙の上位資格ないし高級官僚の位を独占し、国家政権がある種の「地方政権」になってしまい、統一国家の維持が難しくなるに違いない。しかし、本籍地主義がその実施にあたり、思わぬ問題に直面しなければならなかった。地域間の教育格差はその一つであった。童試の例を見てみよう。教育上の先進地域である「福建、江西、江南、浙江においては、一州県の受験者は常に万を超え、少ない場合も数千人」があり、進学定員数に比べ高い競争倍率の存在があった一方、北方などの一部の地域においては、進学定員数の十二、三名に対し、知県が何度もよびかけた結果、進学者を決める院試の試験場に姿がようやく現われてきた受験者はわずか25名であり、競争倍率が低くて選抜の意味がほとんどなくなった⁹。郷試においても、詳細に設定した地域別の合格定数に対し、受験者数の多寡により競争倍率が異なるため、同じく受験勉強していても、教育水準が比較的に高く競争の激しい地域より教育水準の比較的に低い地域に行き受験し合格する可能性が相対的に高かった。

このように、社会的地位を向上させるために、科挙の道で出身資格を得ようとする人たちのなかに、こうした地域間の競争倍率の違いか

ら進学・合格の可能性が大きくなることを見出して冒籍をした者がいた。

2、受験者による所定手続きへの怠慢

明清時代においては、本籍地主義という原則のもと、冒籍を禁止する規定が設けられた。たとえば、天順六年（1462）以後、明朝政府は冒籍の取締に対し「拿問」や「革罷」などといった逮捕と除名の罰則を設けた¹⁰。清代に入って明朝の規定を継承しながら、乾隆十一年（1746）に科挙の冒籍に対し「杖八十」という罰則を定める例文が『大清律』に追加されたのち¹¹、学校制度と科挙制度に関係する礼部や国子監の関係規定、つまり『欽定礼部則例』、『欽定国子監則例』、『欽定学政全書』、『欽定科場條例』のなかに詳細な規定がまとめられた。さらに、『欽定大清会典』と『欽定大清会典事例』にも関連規定が収録されている¹²。このように、かならずしも体系的なものとは言えないものの、『大清律』の規定に基づく冒籍行為を防止するための具体的措置、という対症療法的な性格の強い法規定の「群」が存在していたことがわかる。

そのなかに、国内における人口移動の実態、つまり「寄籍」を配慮した規定もあった。それは、乾隆五十九年（1794）に成立した「二十年例限」と「六十年定例」であった¹³。

⁸ 劉希偉『清代科挙冒籍研究』、第65-69頁。

⁹ (清) 戴夢熊修『(康熙) 陽曲県志』(清康熙二十一年刊本)、巻七、申詳、舉行義学詳、第6b-8b頁。

¹⁰ 郭培貴『明史選挙志考証』(北京、中華書局、2006年)、第136頁。

¹¹ (清) 吳壇著、馬建石など校注『大清律例通考校注』、巻八、戸律、戸役、人戸以籍為定、例文第14、15条、第402頁。

¹² 岸本美緒前掲論文、表2。

¹³ 『欽定科場條例』(清光緒十三礼部刊本)、巻三十五、冒籍、現行事例、第2a-b頁。「士子寄籍地方、室廬以税契之日為始、田畝以納糧之日為始、扣足二十年以

上、准予十日内移会原籍。原籍地方官摺文立案、並將応試本生及子孫、自改籍後、不許復回跨考之処、亦限十日内移覆寄籍地方官。由寄籍申詳督撫。督撫咨明学政、准其入籍考試。立案之後、儻有挾讐誣告者、從重治罪。若入籍之始、不行呈明即寄籍已滿二十年例限、除照冒考例黜革、不准応試外、並咨明原籍地方官、亦不准其復回考試。其不行詳查之該管官、一併議処。ほかに、同書同巻、第2b-3a頁。「遷居寄籍、已滿六十年、確有田糧廬舍可拠者、即與土著無異、不必補行呈明、准其在寄籍捐考。惟令其於捐考時、取具隣里親族甘結、声明原籍地方、其本身暨子孫不得復回跨考。仍由寄籍地方官行文知照原籍存案。有跨考者、除照例斥革外、兩籍均不准其応試。其藉端攻訐者、照誣告例治

「二十年例限」とは、現住所において家屋田土が二十年以上所有し納税することを戸籍取得の要件とされることである。この制度の要は、申請者自らは文書をもって現住所への入籍の意思を表明し、本籍地地方官からもらった書類を現住所地の地方官に提出して、最終的には督撫の許可が必要とされることにある。申請者本人による意思表示がなければ、たとえ家屋田土が二十年以上所有し納税したという条件を満たしたとしても、受験することができない、という。

「六十年定例」とは、家屋田土が六十年以上所有し納税すれば、本人と子孫が原籍地の所在を声明し、近隣の者からもらった甘結をも添付すれば、現住所で受験することできる、という規定である。なお、当人が原籍地と現住所地においての二重受験を防ぐため、現住所地の地方官は、当人の原籍地地方官宛てに、現住所地での受験を知らせる。

このように、本籍地以外で受験する道がいちおう用意されてはいるが、その利用に対して一定の条件が敷かれていることがわかる。しかし、これから検討する事案の提訴者を含む受験者のなかに、本人による怠慢もしくは行政側の過失などの理由で現住所への入籍申し込みをしなかった者がいた。結果として、本人もしくはその子孫が冒籍の疑いを持たされてしまった。

これから紹介したい事案は、このような制度的社会的背景のもとで発生したものであった。

二、本案の発生¹⁴

「咸豊元年直隸貢監生呈控京官把持印結案檔案」には軍機處録副奏摺と上諭檔を含む12点の檔案史料を収録している。そもそも順天府は、明清兩代を通して冒籍行為の多発地として知られていた¹⁵。しかし、北京で発生し、中央官僚を巻き込む訴訟までに発展した行政訴訟の一部始終が確認できる史料がいままでほとんど公表されていなかった。よって、この資料群は非常に貴重なものである。偶然にも、当時の署順天府尹の王慶雲の日記にも本案に関する記載があるため、参照して研究することができる。

本案の起因は、順天府郷試の受験に必要な印結の発行を求める貢監生がその発行を拒む直隸出結京官を国子監に提訴したことにある。その後、国子監、順天府と礼部による審理、および皇帝の裁可を経て、最終的に提訴者9名のうちの8名に対し、郷試の1回停止という処罰を与えたうえ、次回以後の受験を許可するという判決で本案の幕を閉じた。以下、檔案と王慶雲の日記を基本資料に本案の経過を紹介しよう。

1、貢監生側の提訴

新皇帝の即位にあたる咸豊元年には、郷試の恩科が実施された。七月初四日、署順天府府尹の王慶雲は、順天郷試の実施事務を司る「監臨」を拝命した¹⁶。七月二十三日、王慶雲は、大興県と宛平県の冒籍についての議論が多く、訴訟をする者もいた、という情報を聞いた¹⁷。

実は、当時、貢監生孫啓盛ら9名が直隸出結京官による把持、すなわち権限の独占と悪用に

罪」。

¹⁴ 本章と次章で引用した資料は、出典を別に明示するもの以外、すべて中国第一歴史檔案館「咸豊元年直隸貢監生呈控京官把持印結案檔案」、『歴史檔案』、2017年第1期、第53-60頁による。

¹⁵ 劉希偉『清代科挙冒籍研究』、第97-109頁。

¹⁶ (清)王慶雲『荊花館日記』(北京、商務印書館、2015年)、咸豊元年七月初四日、第270頁。

¹⁷ (清)王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年七月二十三日、第277頁。

より「識認官印結」¹⁸という身元保証書をもたず受験資格を認められなかったことを理由に、その直隸出結京官劉岱駿ら12名を国子監に訴えた。孫啓盛の「呈詞」は以下の通りである。

具呈。順天府大興県監生孫啓盛、為把持印結、阻撓考試、瀝情懇求轉奏請旨謹遵事。

①窃照本年皇上御極初元、欽奉聖旨特開辛亥恩科鄉試、嘉惠芸林、且又広学多名、聖恩優渥。凡在応試諸生罔不同声相慶、踊躍觀光、是以各省貢監俱已雲集。京師為首善之区、其籍隸大宛兩県者尤思渥霑恩沢、洵盛事也。②因上年御史趙東昕奏改寄籍旧章、經礼部分別准駁在案。詎料直隸同郷京官又復私立印結局、擬出刑部捐職員外郎劉岱駿等十二人単出考試印結、並另立用戳記一人以為查結官、復刊刻條例、羅列十二人及查結一人姓名於後、実貼直隸会館大門。此外同郷京官不下七十余、概不准其出結。③窃意考試之用印結原為臨場識認、乃十二人中大興京官只有一人、生與伊素不相識。近因場期在即、向伊等懇求印結、俱各耽延推卸。④伏思生父亦堂於嘉慶二十四年考送国史館供事、取具地方官印甘各結在案、於道光十一年揀發奉天以吏目補用、即於是年補授復州吏目、至道光二十八年遵例捐陞府經歷、仍留奉天候補。是生祖父以来住居京師、歴有年所、生於己亥年捐納北監、業經取具印結、歴応以上六科郷試、並無別項情弊。況廬墓具有、籍貫無差。⑤苦志多年、幸逢逾格盛典、志切觀

光。不意出結官把持考試、不克入場、未免向隅、不得已瀝情上訴、伏乞恩准代奏。敬謹候旨遵行、実為德便。生不勝悚惶翹望之至。

この提訴には以下のような内容が含まれている。

①皇帝が即位して、恩科の郷試が開かれ、合格枠の拡大もあり、受験生たちは聖恩を蒙っているなかで、大興県と宛平県に戸籍を置いている者は特に皇帝の恩沢を蒙っている。

②前の年に御史の趙東昕は寄籍に関する規定の修正を上奏した¹⁹。それは礼部の議論を経て確定された。直隸の同郷京官は印結局²⁰を設立し、刑部捐職員外郎劉岱駿²¹をはじめとする12人だけ印結が発行できること、戳記を管理する一人を查結官にすることを決め、さらに上記の人たちの名義で印刷した條例が直隸会館の大門に貼り出された。彼ら以外の直隸京官が70余人いるにもかかわらず、印結の発行が許されていなかった。

③試験の印結は受験生の人物確認に必要な書類であり、上記12名中、大興籍の京官は1人だけで、しかも面識のない人である。受験のために、彼らに印結の発行を求めたが、いつも先送りされてしまった。

④父は嘉慶二十四年（1819）に試験を経て国史館供事になり、その際、地方官から印結をもらった。道光十一年（1831）に奉天の復州で吏目に就任し、同二十八年（1848）に府經歷を捐陞して、いま候補している²²。私の家族は祖父の代から北京に住みつづけている。私本人が道

¹⁸ 順天郷試と識認官印結については、『欽定科場條例』、卷三十、闕防、入闕点名、現行事例、第1a-4b頁を参照。

¹⁹ 『欽定科場條例』、卷三十五、冒籍、冒占民籍例案、第33b-36b頁。

²⁰ 印結局について、拙著『中国の捐納制度と社会』（京都、京都大学学術出版会、2011年）、第135-186頁。

²¹ この時の劉岱駿は「刑部員外郎」ではなく、「刑部督捕司郎中」であった。『中国第一歴史檔案館藏清代官員履歴檔案全編』（上海、華東師範大学出版社、1997年）、第3冊、第379-380頁。

光十九年（1839）に国子監の監生を捐納して、印結などを取得したうえ、順天郷試をこれまでに6回以上受けており²³、不正などがなかった。しかも住居も先祖の墓もあり、籍貫の詐称がなかった。

⑤郷試への合格は長年の悲願であり、幸いにも格別な盛典に逢い、受験を心より待ちわびている。しかし、直隸出結京官たちが印結を把持することにより、受験資格をもらえなかったため、やむを得ず訴えることにした。

2、直隸出結京官側の反論

孫啓盛ら受験生が印結の「把持」について国子監に訴えたのを受けて、直隸出結京官12名は孫啓盛らが「冒籍跨考」の疑いがあるとして反論した。

具呈。吏部候補主事李書宝、戸部候補主事馬晋如、戸部候補主事閻廷珮、吏部候補主事周連仲、刑部郎中劉岱駿、刑部員外郎陳鶴年、刑部員外郎武汝清、刑部主事劉步駟、刑部候補主事邊葆淳、工部主事王兆松、光祿寺署正王觀墀、光祿寺署正耿清堃等、為遵例呈明事。

①窃冒籍跨考、例禁綦嚴。順天五方雜處、稽查尤為不易。查『戸部則例』内載准令出結官酌拳一二人專司稽查。現值舉行辛亥恩科鄉試、踴躍觀光者固多、違例冒濫希圖僥幸者正復不少。②自道光三十年經直隸合省同鄉公同議定、毎年公拳十二人出結、

一人稽查、以便考核。本年輪應職等十三人、曾經呈明礼部、順天府、国子監在案。

③所有録科投卷應出印結、謹遵『科場條例』及列聖諭旨認真辦理。如係曾經呈明入籍、或有墳墓廬舍與寄籍年限合例及口音相符者、方敢給予印結。其有未經呈明入籍及寄籍不合例限、年貌三代不符、口操土音者概不敢給予印結。④現聞有貢監錢以恕、劉德綏等在貴監呈控。查該貢監等於例均有違礙、是以未曾給結。為此具呈聲明、伏乞台察、實為德便。

直隸出結京官たちの呈文には以下の内容が含まれている。

①冒籍の取締に関する規定が非常に厳しいが、全国各地からの人が多い順天府では、冒籍者の摘発は非常に難しい。いま、恩科の挙行にあたり、真剣に受験する人がもとより多いが、不正をして出身資格を得ようとしている人も少なくない。

②『戸部則例』には、出結官たちが発行した印結をチェックするための査結官1人ないし2人を推薦する、という規定がある。それに基づいて、直隸の京官が道光三十年（1850）に毎年出結官12名、査結官1名の推薦を決めた。今年、私たち13人が選ばれて、すでに礼部、順天府、国子監に届け出た²⁴。

③郷試前の「録科」と「投卷」²⁵に必要な印結の発行について、私たちは『科場條例』および皇帝の諭旨に従っている。順天府に入籍

²² 『大清摺紳全書』によれば、孫啓盛の父孫亦堂は「順天大興人」で、「議叙」により道光十一年九月に奉天府復州吏目に「補」したことがわかる。『大清摺紳全書』（清道光十七年北京本立堂刊本）、第1冊、第84b頁。

²³ 王家相『清秘述聞続』の巻四と巻五によれば、孫啓盛が受けたと主張した順天郷試は道光十九年己亥科、二十年庚子恩科、二十三年癸卯科、二十四年甲辰恩

科、二十六年丙午科と二十九年己酉科であることがわかる。（清）法式善等『清秘述聞三種』（北京、中華書局、1982年）、中冊、第642、649、655、661、667、673頁。

²⁴ そもそも、この規定は報捐手続きに関するものであり、科挙受験にかかわる印結の発行を規制するものではない。しかし、これについて、原告側も審理する側もなぜか指摘していなかった。拙著『中国の捐納制度と社会』、第135-186頁。

²⁵ 胡平『清代科挙考試考務管理制度研究』、第34-35頁を

することを声明した人、および住居墳墓があり、かつ寄籍の規定に合致し、北京語もできる人であれば、はじめて印結を発行する。入籍の声明がなく、年齢容貌および三代についての不実記載があり、北京以外の方言を使っている者であれば、印結を発行しないとしている。

④現在、貢監生錢以恕、劉徳綏らが国子監に提訴しているのを聞いたが、彼らに印結を発行しなかったのはそれぞれ法規の違反があったからである。

3、貢監生側の反論

直隸出結京官たちの反論を知った貢監生たちは、黙っていなかった。彼らは国子監に対しすぐに反論書を提出した。孫啓盛が提出したものは下記の通りである。

具呈人大興監生孫啓盛、為把持印結、阻撓考試、瀝情再懇轉奏請旨謹遵事。

①窃生因刑部捐職員外郎劉岱駿等十二人連名植党出結居奇、有志觀光、無由赴試、業經瀝情呈蒙批示在案。詎劉岱駿等以生父亦堂雖於嘉慶二十四年考送国史館供事、核計至今尚未滿六十年、與例未符、礙難出結。殊不知生父入籍報考係因生曾祖於乾隆初年流寓京師、置有田廬、早符六十年定例、同鄉官方肯出結送考、及考取後又有本県印甘各結送館。豈有祖父既已入籍、子孫逾數十年後反與例限不符之理。②況生捐納監生既有同郷官及順天府大興県各処出結、以上六科郷試又均有本県文書送考、同郷官印結投卷。果有不符之处、以上七次同郷官出結之人及本県送考之官豈皆不知有『科場條例』者耶？抑當時尚無『科場條例』耶？情理昭然、不待智者而決。③此実劉岱駿等飾詞阻其撓、同惡相濟、如其願者雖不合例亦肯出結、違其願者雖合例亦不出結、以致大興宛平兩県貢監生不得入場者二百余人。生等業經考到録科、又復不能入場、未免向

隅。不得不瀝情再瀆、伏乞恩轉奏、俾多士苦衷上邀天聽、実為徳便。

この訴状には以下の内容が含まれている。

①劉岱駿ら12人が印結の発行を拒んだ理由として挙げたのは、父の孫亦堂が嘉慶二十四年に国史館供事になり、私たち一族が順天府での定住が60年経っていないため、條例に合致していないことである。しかし、父は大興県出身で受験をすることができたのは、曾祖父は乾隆初年より土地家屋を購入して京師に定住したためである。つまり、「六十年定例」に合致したため、同郷京官が印結を発行してくれた。祖父がすでに入籍したのに、数十年後になって子孫が入籍の規定に合致しない理由があるだろうか？

②私本人が監生を捐納するにあたり、同郷京官及び順天府と大興県から印結をもらった。これまで6回にわたり郷試の受験に際して、大興県から書類をもらい、同郷京官から印結をもらった。もし規定に違反したことがあれば、これまで印結を出してくれた官僚たちが『科場條例』を知らなかったのか、それともその時に『科場條例』が存在していなかったのか？

③今回のことは明らかに劉岱駿たちによる印結の把持であり、彼らの願いにかなう者であれば、規定に合致しなくても印結を発行し、その願いに応えない者に対し規定に合致しても印結を発行しなかった。そのため、印結をもらえず郷試を受けられない大興県と宛平県の貢監生は200余人もいた。すでに録科に合格した私たちはいま、受験資格を認められず、希望を失って失望している。

このとき、咸豊元年の恩科郷試での受験はすでに間に合わなくなった。しかし、翌年以後の郷試参加を狙って、貢監生たちは国子監に対し、自分たちの代わりに転上奏するよう、と求めている。

三、本案の審理

1、王慶雲の対応

貢監生たちの告状と直隸出結京官の反訴状を受け取った国子監は、対応策に苦慮していた。八月初二日、管理国子監事務の兵部尚書特登額は朝参の前に、署順天府府尹の王慶雲に対し、原被告双方の持論を説明したうえ、対応策に困っている、と話した。その場にいた官僚のなかに、上奏するよう提案した者がいた²⁶。

八月初九日、特登額は本案について上奏して皇帝の判断を仰いだ。特登額は上奏文のなかで、貢監生らによる冒籍がなければ、印結を發行すべきだが、冒籍があれば、受験の書類を發行した地方官の責任を問うべきである、という原則論を展開する一方、訊問する権限がなく、これ以上の審理ができない、という国子監の立場を表明した。彼は、直隸出結京官による把持があったのか、それとも受験生による冒籍があったのか、関係官庁で公正に判断しなければならない、と皇帝に提案した。

国子監の上奏を受けて、皇帝は諭旨を發し、順天府と直隸総督の責任で調査して処理するよう、と命令した²⁷。皇帝の諭旨を受けて、大学士兼管順天府府尹事務の卓秉恬と直隸総督の訥爾經額がそれぞれ委員を出し、審理に乗り出した。十一日と十四日、卓秉恬と王慶雲は本案について相談した。郷試業務終了後の二十日、2人が再度、事実確認を最優先にするという当面の対応方針について相談した。このほか、王慶雲は、審理担当の委員と面会して協議し、礼部右侍郎曾国藩と詹事府少詹事朱蘭にも意見を

聞いた²⁸。

本案の処理について、王慶雲は八月二十四日の日記のなかで自らの考えを整理した。彼はまず、「地契糧申」すなわち不動産の所有や納税した事実さえあれば、たとえ「六十年定例」に満たしていないことがあったとしても、受験資格を認めるべきであると考えている。彼が「情」「理」をもとに挙げた理由は二つある。一つ目は、祖父から孫の代に至るまで60年の間に科挙の受験が許されないのは情にかなわない、ということであった。二番目は、寄籍した祖父が任官も進学もできたのに、子孫が祖父の籍を以て自らの籍とすることができず、祖孫の籍が異なってしまうのが理にかなわない、ということであった²⁹。

翌八月二十五日、王慶雲は卓秉恬と皇帝への上奏の方針について協議した。その方針とは、「情」「理」という原則のもとでこの事案を処理し、法例の規定については触れない、ということであった。同じ日に、王慶雲は『欽定科場條例』の「冒籍門」を調べた。その結果、祖父が寄籍手続きを怠った場合の処理方法が書かれていないため、「一線の生機」があると判断した³⁰。

二十七日、審理担当の委員は、孫啓盛は大興県に不動産があり、本籍に親族もいないため、順天府郷試の受験資格を認めるべきと王慶雲に建議したほか、邵承照は大興県籍であるのに、宝坻県籍と詐称し、汪豫燮は北京を離れた、なども報告した。王慶雲は、邵承照のような冒籍者に対し規定どおりに厳正に対処すべきと考えた。なお、王慶雲は、試験印結の發行が12人に限定されるという直隸印結發行体制を問題視

参照。

²⁶ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豐元年八月初二日、第279頁。

²⁷ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豐元年八月初十日、第281頁。

²⁸ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豐元年八月十一、十四日、第281-282、284頁。

²⁹ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豐元年八月二十四日、第285頁。

³⁰ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豐元年八月二十五日、

し、郷試の監臨官という肩書を利用して、独自に上奏して、撤廃してもらおうと決意した³¹。

八月二十九日、委員が提出した詳稿のなかで、既存の規定がいずれも本人が冒籍した場合の罰則であり、祖父の代で入籍の手続きをしなかった場合、子孫の捐納と入試を許さないという規定がないと指摘した。王慶雲は、これこそ自ら考えていた「一線の生機」であり、これでは「情理の平」を得られるだろうと考えた³²。

その後の数日の間、彼は卓秉恬と上奏の内容について協議したほか、曾国藩にも上奏の原案を見せて、意見を聞いたりした。この間、彼は、印結発行を担当する直隸出結京官の薄情と礼部の「情理の平を顧みない」行為に対し、強い不満を抱いていた³³。

閏八月初六日、卓秉恬と王慶雲の連名で調査の結果と処理意見を上奏し報告した。彼の上奏内容はおよそ以下の点である。

①【事実確認】担当委員が大興県などを通して、原告側の貢監生たちに事情を確認した結果、原告9人のうちの7人（伍案：監生孫啓盛、監生劉德綏、副貢生李德源、拔貢生魯栻〈以上は大興県〉、監生黃恩綏、監生周鋌、拔貢生錢以恕〈以上は宛平県〉）が順天府に在籍した根拠があったこと、および被告側、つまり印結発行を拒否した出結京官側の反論などの調査結果についての報告である。

②【嘉慶十三年の冒籍防止規定への言及】2人は本案の処理原則として嘉慶十三年（1808）に成立した冒籍に関する規定を挙げた。それは、順天府での在住が二十年未満、かつ現住所での受験申込をしなかった者は、一年以内すなわち嘉慶十四年（1809）までに原籍に戻るか順天府

に入籍するかを決め、自ら申し込みをしなければならないこと、上記の規定に1年遅れてようやく申し込みをした者に対し、科擧試験資格の一回停止という処罰を加えること、である³⁴。

③【処理案】処理案として上奏したのは嘉慶十三年の規定を柔軟に適用し、入籍の申し込み手続きを追加的に行うこと、郷試を1回停止すること、というものであった。同時に、冒籍の取締に関する礼部の條例との整合性の観点から、礼部が「情法の平」を配慮して公平に処理するよう、とも求めている。こうした原告側に有利かつ寛大な処理案をまとめた際の論理とは、受刑者に対し「自新」のチャンスを与えるのに、「読書の士」に対し当然のこととして受験の資格を与えるべき、というものであった。

同じ日に、王慶雲は順天郷試の監臨官として単独で上奏した。彼は、直隸京官12人に限定して印結を発行する体制について批判した。というのは、科擧の印結はそもそも替え玉受験を防ぐためのものであり、直隸籍の京官は60、70人いるにもかかわらず、12名に限定してしまえば、かえって替え玉受験を防ぐことができないからである。彼は、直隸の印結発行体制を改めようと求めている。

これらの上奏を受けて、皇帝は、貢監生たちが「紛紛聚訟」をした原因は直隸の印結発行方法を周知しなかったことにあるとしたうえ、礼部に対し、解決方法を検討するよう命じた。

同月初十日、王慶雲は順天郷試の題名録を咸豊帝に上奏した。その席、皇帝との間に以下のような会話が交わされた³⁵。

咸豊帝：刑部郎中劉岱駿の事案で印結発行ができる京官は12人しかいない、という

第285頁。

³¹（清）王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年八月二十七日、第286頁。

³²（清）王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年八月二十九日、第287頁。

³³（清）王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年閏八月初一日～初五日、第287-288頁。

³⁴『欽定科場條例』、卷三十五、冒籍、冒充民籍例案、第17a-18a頁。

³⁵（清）王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年閏八月初十日、

ことは、従来の慣例であろうか。

王慶雲：今年に入って新たに設けた規定である。慣例としては五、六品京官全員が印結を発行することができる。ほかの省も同じである。

2、呉廷溥の弾劾

閏八月の十一日、直隸出身で掌四川道監察御史の呉廷溥は上奏文を提出し、卓秉恬と王慶雲の上奏文と王慶雲の上奏文に事実誤認があったとして、孫啓盛らを冒籍した者に対し厳しく対処すべきと主張した。彼は順天郷試で合格した者の大半が冒籍した者であるとしたうえ、以下の点を指摘している。

①捐納して貢監生になった者の科挙資格審査に対し厳しくチェックするのは乾隆二十二年(1757)の上諭³⁶に従って行ったことである。

②摘発した冒籍者をただちに追放するという嘉慶十三年の規定に従い、孫啓盛らを直ちに除名しなければならない。

③祖父の代からは入籍手続きをせず任官したからといって、子孫の冒籍を正当化することができない。

④原告側が提出した書類にはいずれも疑うべき点があった。たとえば、拔貢生魯杖は提出書類のなかに曾祖父の名前を霽堂と記載しているが、彼の曾祖父本人が自ら申告したのは含光である。または、孫啓盛が提出した道光年間の土地契約には、姓があるが、名が書かれていない。ほかに、北京語ができない者もいた。原告1人の黄恩綬が使っているのは四川の方言である。なお、原告の2人は嘘を見破られるのを恐れているのか、審理を待たずに北京を離れてしまった。

⑤原告らが言及した即位恩詔には冒籍者を積

免するという内容がなかった。よって、彼らは積免の対象ではない。

⑥印結の発行については慎重にしなければならない。

⑦順天京官には地方出身の寄籍者がいるため、印結の発行者は順天府生まれの京官に限定すべきである。ゆえに、現在の発行方法には問題がまったくない。

このように、彼は、原告の貢監生らを規定どおりに厳しく処罰する必要があると主張した。

呉廷溥は同じ日にさらに王慶雲を弾劾するための上奏をもした。上奏の中で、彼はまず宛平県拔貢生の錢以恕に対し印結を発行しなかった理由が彼の履歴詐称にあったと指摘した。つまり、錢以恕が申告した直系三代親族の名前は、曾祖父誦芬、祖父為霖、父之芳であったのに対し、彼の父がかつて申告したのは、祖父越、父為霖であった。さらに、彼の兄の錢恩榮がかつて申告したのは、曾祖父越東、祖父時沛、父苗亭であった。ほかに、錢以恕本人が順天府宛平県籍と申告したが、その父親が自ら書いたのは山東歴城県籍であった。このように、錢以恕、彼の父と兄の3人が申告した直系三代親族の名前と本籍地はそれぞれ異なるという疑いがあり、現在、審査の対象となっているにもかかわらず、印結の交付を受けていない彼は郷試に必要な投巻と納巻などの手続きを済ませたことは、明らかに順天府側の不正行為によるものである、と呉廷溥が指摘している。彼はさらに、攻撃の矛先を王慶雲に向けた。王慶雲が会試と郷試の年に科挙試験事務について上奏してならない、という嘉慶十五年(1810)の上諭³⁷に違反したとして、王慶雲が冒籍者に「方便の門」を開こうとしていることを厳しく指摘し弾劾した。

第290頁。

³⁶ 『欽定科場條例』、卷三十五、冒籍、冒占民籍例案、第

9a-10a頁。

³⁷ 『欽定科場條例』、卷三十四、禁令、例案、不准臨場条

このように、本来、貢監生たちが提起した受験資格の承認にかかわる訴訟は、京官同士の論争になってしまった。

3、礼部の対応

これを受けて、清朝政府は当日、上諭を発して、礼部に対し呉廷溥と王慶雲の上奏を審理するよう命じたとともに、礼部の議論結果を待たずに上奏することは「殊に非是に属す」として呉廷溥に対し諭旨で注意した。

王慶雲は呉廷溥が上奏したのを知った後、卓秉恬と意見交換をした。彼は二十二日と二十三日に、本案の原告側の貢監生銭以恕、黄恩綬、孫啓盛、李徳源、劉徳綏、魯栻ら6人を呼んで、自ら取り調べをした³⁸。

上諭を受けて、協辦大学士・管理礼部事務の杜受田ら礼部の関係者が本案を調査した。九月二十八日、以下のような処理案が上奏された。

①【入籍の可否】冒籍の有無を判断する基準を先祖の墓の有無にした。これを基準に原告9人を対象に再調査した結果、墳墓の確認ができた孫啓盛、劉徳綏、魯栻、李徳源、周錕、銭以恕ら6名の順天府大興県もしくは宛平県への入籍許可、確認できなかった汪豫燮と黄恩綬に対し本籍への帰還指示を出すべきと提案しているほか、残りの邵承照については、追加調査の必要があるとして即答しなかった。

②【入籍手続きの怠慢への処罰】入籍許可と本籍帰還の8名に対し、戒めとして「郷試一科の停止」、つまり今回の郷試参加資格を認めないという処罰を与える。

③【直隸印結発行体制の見直し】原告らが指摘した出結できる京官がわずか12名ということについて、礼部側は、「耳目を広げる」という

見地から寄籍者を除く順天出身京官の全員が郷試に必要な印結を発行することができるように提案した。

④【銭以恕の手続き問題】銭以恕が印結を提出せず郷試に必要な手続きを済ませた、という呉廷溥の指摘に対し、順天府丞が旧例に照らして、金台書院の推薦をもとに手続きを済ませただけで、不正行為がなつたと説明した。ただし、『科場條例』には金台書院が推薦できるという規定がないため、今後、類似のやり方を禁止すべきと提案した。

⑤【王慶雲の処分】王慶雲が郷試の年に科挙試験事務について上奏してはならないという定例に反したとして、彼を「交部照例察議」すなわち処分を検討する、などを上奏している。

上奏された当日、皇帝は王慶雲の「交部照例察議」に同意した。これを受けて、王慶雲は、各貢監生の受験資格さえ認めれば、たとえ個人が処罰されても承服すると考えている。翌二十九日、彼は礼部の上奏文を見て、原告側の受験資格の取り消しを避けることができれば、自分としては処分を甘受する、と日記に記している³⁹。爾後、本案についての論争はなおしばらく続いていたが、十一月三十日になって、王慶雲に対する処分、つまり「記録一次を消去し、罰俸三カ月」が確定された⁴⁰。これで本案は、いちおう終結した。

以後、光緒年間に入り、『欽定科場條例』が増訂する際に、受験者本人による意図的な冒籍ではなく、父祖が入籍手続きを怠ったことの場合の処理例として本案を収録した⁴¹。

奏、第5a頁。

³⁸ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年閏八月十一日、十二日、二十二日、二十三日、第291、296-297頁。

³⁹ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年九月二十九、

三十日、第312-313頁。

⁴⁰ (清) 王慶雲『荊花館日記』、咸豊元年十一月初六日、三十日、第325、335頁。

⁴¹ 『欽定科場條例』、卷三十五、冒籍、冒占民籍例案、第

おわりに

冒頭で述べたように、伝統中国においては、科挙出身、とりわけ挙人或進士のような資格は最大の政治的資源であり、科挙の受験はそれらの資格を得るための最も重要な手段であり、社会的地位を上昇させる最も重要なチャンスであった。ゆえに、科挙の受験はその時代の中国男子が享受できる最も重要な政治的権利であったと言ってよいだろう。言うまでもないが、科挙を受験して合格することは、社会的地位を上昇させ、支配された側の一員から支配する側の一員になる可能性が開かれる。しかし、合格定員の制限により科挙出身の供給はいつも不足状態にあったため、獲得をめぐる熾烈な争いがくり返されていた。本案はその争いの一例であった。

史料制限により、われわれは本案の全容を未だ把握することができていない。原告の一人の孫啓盛が訴えたような、印結の発行を把持した直隸出結京官が私利にかなう者に対し、規定に違反しても印結を発行した、という不正があったかどうかも分からない。すでに分かったことに即して考えれば、原告側には嘉慶十三年の順天府への入籍規定に従って入籍申し込みをしていない、という落ち度があったことを断定することができる。なお、孫啓盛の2通の呈詞からは北京定住に関する経緯の説明に食い違いがあ

った（伍案、祖父の代より定住説と曾祖父の代より定住説）ことも判明することができる。にもかかわらず、原告の貢監生側は自らの落ち度に全く触れず、恩科郷試が実施されたのは皇帝の恩沢であり、自ら長年にわたり勉学に励み、ようやく受験のチャンスをつかもうとしているところに、直隸出結京官たちが印結の発行権を把持して印結の発行を拒んだことにより、受験することができなくなった、と主張している。原告側の訴えから、いわゆる皇帝の恩沢を受験の大義名分にし、受験を自らの権益と見做した、という彼らの利益主張を見出すことができる。

科挙の受験にかかわる利益訴求を実現させるため、受験生たちはときには千人以上規模の抗議活動⁴²や暴動⁴³、もしくは試験のボイコットなどをするほか⁴⁴、本案のように訴訟という手段を駆使して自らの主張を行政側に訴えることもあった。

科挙にかかわる訴訟には、ある種の「身分感覚」もしくは何らかの法的なルールに基づいて起こしたのもあったが⁴⁵、本案はそれらとは少し異なる様相が呈している。つまり、既存した法的なルールに定められた手続きをして、順天府での受験資格を取得してから試験に臨むのではなく、「皇帝の恩沢」と「過去の事実」をもとに自らの瑕疵のあった行動を正当化したうえ、「情」の訴えによるものであった。ここで

37b-41b頁

⁴² これについては、康熙五十年の辛卯科江南郷試案を挙げることができる。井波陵一「康熙辛卯江南科場案について」、『東方学報』、第68巻、1996年、第183-244頁。

⁴³ たとえば、冒籍したとされる者に対し集団的リンチを加えることがあった。雍正八年四月三十日、広東省陽春県では、童生の「歳考」を実施する際に、童生の汪武緯は「攻冒籍」と言い、欧光啓を殴打して負傷させたほか、県庁の正門までも打ち壊した。（明）王同軌『耳談類増』（上海、上海古籍出版社、2003年、続修四庫全書子部第1268冊影印明万曆三十一年唐晟唐刊

本）、卷三十八、雅譚篇下、冒籍寇、第233頁。『硃批諭旨』（清光緒十三年上海点石齋石印本）、第55冊、郝玉麟奏為密行奏聞事、第52b-53a頁。

⁴⁴ たとえば、乾隆八年（1743）九月二十八日、江南鎮江府で「府試」を行う前に、受験生の点呼と回答用紙の配布を行った。その際、溧陽県籍の受験者は、童生蔡士栄を「別籍冒考」をしたとして、鎮江府知府の陳中栄に対し、冒籍者を追放するよう求めて拒否されたため、試験をボイコットした。結局、当日に予定した試験を実施することができなかった。「乾嘉時期科挙冒籍史料」、『歴史档案』、2000年第4号、第13-33頁。

いう「法的なルール」とは、乾隆五十九年に成立した「二十年例限」もしくは「六十年定例」であった。孫啓盛は2通の呈詞のなかで、自分の祖父と父が所定の要件に従って順天府への入籍手続きをしたかどうかについて明言せず、攻撃の矛先を一方的に順天府の京官に向けて、その京官たちの把持により、受験資格をもらえないことだけを訴えている。彼が根拠としているのは、いわゆる恩科郷試を実施させるという皇帝の恩沢のほか、父の銓選歴と自らの受験歴でしかなかった。そして、自ら長年にわたり「苦志」して勉強し、幸いにも恩科の盛典に逢うことができるなど、「情」を前面にして、貢監生を管轄する国子監に対し、自らの代わりに皇帝に上奏するようと嘆願する戦術をとり、行政側による「手続き的措置」を発動するよう、と求めていた。

原告は上記のような「情」を訴える戦術をとったのは、審理者の心理を読んでいた結果によるものであったかもしれない。本案関係者の王慶雲もまた、本案の処理策について規定云々ではなく、情理で対応すべきと考えて、卓秉恬と協議し最初の処理案をまとめた。以後、礼部が上奏した最終案も、王慶雲の最初案を踏まえて、受験の1回停止という軽い処罰をすることに止まり、原告側が入籍に関する「二十年例限」もしくは「六十年定例」に違反したことについても孫啓盛の呈詞と同じようにひと言も触れずに、「情理」の線で「手続き的措置」をして対応した。直隸出結京官側が指摘して原告側より提出した履歴書類の瑕疵にまったく言及せず、祖先の墓の有無を判断基準に、原告9人のうちの6人に対し、大興県と宛平県への入籍許可を出すのも「手続き的措置」であった。ここから、寺田浩明がかつて指摘した「その裁きは何らかの客観的

なルールに基づいて両者主張の当否を判定する作業としてではなく、…一定の裁定案を提示して両者の争いを鎮め」る、という清代の聴訟世界における共通性が見えてくる⁴⁶。つまり、法の根拠ないし法的正当性に基づいて、判定を行い、白黒をつけるというより、「情理」に叶うという大義名分のもと、事案をなるべく場当たりの的に処理して、自らの進退にかかわる秩序の平穏を保つことを最優先にしたい、という審理者の心理も窺える。

本稿は2017-2019年度科学研究費助成事業（基盤研究C）・「順天府档案に見る清代の『行政訴訟』—巴県档案との比較を中心に」の研究成果の一部である。

⁴⁵ 岸本美緒前掲論文。

学」、第61巻第5号、1997年12月、第1-84頁。

⁴⁶ 寺田浩明「権利と冤抑—清代聴訟世界の全体像」、『法